

○岩手県警察運営総合対策委員会の設置及び運営に関する訓令

(昭和54年5月1日警察本部訓令第16号)

[沿革] 平成55年5月警察本部訓令第8号、57年3月第11号、61年3月第7号、平成6年10月第18号、9年3月第7号、14年3月第4号、16年4月第12号、17年3月第8号、26年10月第12号改正

警 察 本 部
警 察 学 校
警 察 署

岩手県警察運営総合対策委員会の設置及び運営に関する訓令を次のように定める。

岩手県警察運営総合対策委員会の設置及び運営に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、岩手県警察の運営に関し重要と認められる事項について、長期的展望のもとに総合的に検討、審議し、もって現在及び将来における警察運営に資するため、岩手県警察運営総合対策委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員会の設置)

第2条 警察本部に委員会を置く。

(委員会の任務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項の検討、審議に当たることを任務とする。

- (1) 警察管理の適応に関すること。
- (2) 市民生活保護活動の強化に関すること。
- (3) 犯罪対策の総合的推進に関すること。
- (4) 交通対策の総合的推進に関すること。
- (5) その他警察運営上必要と認められる事項及び本部長から特に命じられた事項

(委員会の構成)

第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は本部長とし、副委員長には警務部長をもって充てる。

3 委員は、生活安全部長、刑事部長、交通部長、警備部長、首席監察官及び校長をもって充てるほか、東北管区警察局岩手県情報通信部長を委嘱して充てる。

(委員会の運営)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集するものとする。

2 委員長は、必要により委員以外の者に対し、委員会への出席を求めることができるものとする。

(専門部会)

第6条 委員会に、各部の名称を冠した専門部会を置く。

2 専門部会の構成は、別表のとおりとする。

3 専門部会には、必要により構成員以外の者を加えることができる。

(研究部会等)

第7条 委員長は、委員会の任務を遂行するため必要と認めるときは、別に研究部会及び

専門委員会（以下「研究部会等」という。）を設置するものとする。

（委員会の開催申出）

第8条 専門部会の長若しくは研究部会の長又は所属長は、委員会の審議に付する事由が生じたときは、委員長に対し、委員会の開催を求めることができる。

（委員会の事務）

第9条 委員会の事務は、警務課長が処理する。

附 則

1 この訓令は、昭和54年5月1日から施行する。

2 すでに研究対策を趣旨として設置されている警察本部の他の委員会等は、この訓令による研究部会等とみなし、運営するものとする。

附 則（昭和55年5月19日警察本部訓令第8号）

この訓令は、昭和55年5月19日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則（昭和57年3月29日警察本部訓令第11号）

この訓令は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年3月29日警察本部訓令第7号）

この訓令は、昭和61年3月29日から施行する。

附 則（平成6年10月31日警察本部訓令第18号抄）

1 この訓令は、平成6年11月1日から施行する。

附 則（平成9年3月28日警察本部訓令第7号）

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定については、制定の日から施行する。

附 則（平成14年3月15日警察本部訓令第4号）

この訓令は、平成14年3月25日から施行する。

附 則（平成16年4月1日警察本部訓令第12号）

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月25日警察本部訓令第8号）

この訓令は、平成17年3月28日から施行する。

附 則（平成26年10月9日警察本部訓令第12号）

この訓令は、平成26年12月1日から施行する。

別表（第6条関係）

名 称	部 会 長	部 員	部 員 補 佐
警部部会	警務部長	首席監察官 警務部及び学校に所属する職員のうち、警視の階級にある警察官、同相当職の一般職員及び主幹の職にある一般職員	警務部及び学校に所属する職員のうち、警部の階級にある警察官、同相当職の一般職員及び副主幹の職にある一般職員
生活安全部会	生活安全部長	生活安全部に所属する職員のうち、警視の階級にある警察官、同相当職の一般職員及び主幹の職にある一般職員	生活安全部に所属する職員のうち、警部の階級にある警察官、同相当職の一般職員及び副主幹の職にある一般職員
刑事部会	刑事部長	刑事部に所属する職員のうち、警視の階級にある警察官、同相当職の一般職員及び主幹の職にある一般職員	刑事部に所属する職員のうち、警部の階級にある警察官、同相当職の一般職員及び副主幹の職にある一般職員
交通部会	交通部長	交通部に所属する職員のうち、警視の階級にある警察官、同相当職の一般職員及び主幹の職にある一般職員	交通部に所属する職員のうち、警部の階級にある警察官、同相当職の一般職員及び副主幹の職にある一般職員
警備部会	警備部長	警備部に所属する職員のうち、警視の階級にある警察官、同相当職の一般職員及び主幹の職にある一般職員	警備部に所属する職員のうち、警部の階級にある警察官、同相当職の一般職員及び副主幹の職にある一般職員